

2018年3月30日
株式会社あそしあ少額短期保険

保険業法等の一部を改正する法律の改正について

本日、参議院本会議において、保険業法等の一部を改正する法律改正案が可決され成立しました。この法律の施行により、弊社も適用を受けている保険金額等の限度額に関する特例措置が延長されます。弊社では、4月1日以降の保険契約について下記のとおりのお取り扱いといたします。

なお、同法の概要については、金融庁ホームページ (<https://www.fsa.go.jp/common/diet/>)にてご確認いただけます。

記

保険種類	4月1日以降申込みの新規契約	更新契約
家財総合保険	—	更新前の保険金額で更新可能
テナント総合保険	保険金額 2,000 万円が上限	同上
家賃補償保険	同上	同上
新家財総合保険	保険金額 2,000 万円が上限 (低発生率保険(※)は別枠で 2,000 万円)	同上

(※) 個人賠償責任補償、借家人賠償責任補償が低発生率保険に該当します。

以上

お問い合わせ先

株式会社あそしあ少額短期保険 社長室
〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目2番5号 九段北325ビル2階
TEL 03-3265-9290 (受付時間: 平日 9:00~17:00) FAX 03-3265-9291